**注記（一般会計財務諸表）**

**１．偶発債務**

（１）債務保証または損失補償に係る債務負担行為のうち、履行すべき額が未確定なもの

主なもの



（２）係争中の訴訟で損害賠償請求等を受けているものの中で重要なもの

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 訴訟内容 |
| 損害賠償請求事件 | ①　原告は、刑事事件で有罪判決を受け服役中でしたが、再審で無罪判決が言い渡された者です。原告は有罪判決を受け服役することとなり精神的苦痛を被った等として、平成２８年１２月２０日に大阪府ほか１名に対して、連帯して総額１億４,５９７万５,００６円の支払いを求め提訴したものです。②　原告らは、傷害致死事件で逮捕及び起訴されましたが、控訴審で暴行罪についてのみ有罪判決が言い渡された者です。原告らは不当に長期間勾留されたことにより精神的苦痛を被った等として、平成３０年9月５日に大阪府ほか２名に対して、連帯して総額１億円の支払いを求め提訴したものです。 |

**２．追加情報**

（１）固定資産の減損の状況



（２）利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

主なもの



（３）繰越事業に係る将来の支出予定額

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 金額 |
| 繰越明許費 | 百万円32,146 |

　　　主なもの

 繰越明許費：津波・高潮対策費2,638百万円、ダム建設費2,554百万円

（４）一時借入金の実績額等

|  |  |
| --- | --- |
| 月別 | 借入現在高 |
| 平成30年平成31年 | ４月末現在５月末現在６月末現在７月末現在８月末現在９月末現在10月末現在11月末現在12月末現在１月末現在２月末現在３月末現在 | 百万円000000000000 |

（５）その他財務諸表の内容を理解するために必要と認められる事項

○　大阪府の新公会計制度における地方債残高については、毎年度の元金償還相当額を公債管理特別会計に移し替えて表示するなど、各会計別の実残高とは異なっています。なお、本会計の実残高は5,362,553百万円です。詳しくは、公債管理特別会計の注記「地方債残高及び減債基金の表示」をご覧ください。

○　財政運営基本条例第20条の規定に基づき、29年度決算剰余金について、その1/2を減債基金に、残余を財政調整基金に編入しています。

○　大阪府道路公社の西日本高速道路株式会社への路線移管に関連し、同公社に対する出資金の額（91,115百万円）を、南阪奈有料道路移管時（平成30年４月1日）に21,520百万円減額し、69,595百万円としました。

また、第二阪奈有料道路移管時（平成31年4月1日）に19,578百万円減額して、50,017百万円としました。